

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第35号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合 <u>23,800</u> 円</p> <p>(21) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合 <u>26,600</u> 円</p> <p>(22) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合 <u>29,400</u> 円</p> <p>(23) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合 <u>32,200</u> 円</p> <p>(24) 60キロメートル以上65キロメートル未満の場合 <u>35,000</u> 円</p> <p>(25) 65キロメートル以上の場合 <u>37,800</u>円</p>	<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合 <u>23,500</u> 円</p> <p>(21) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合 <u>26,100</u> 円</p> <p>(22) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合 <u>28,700</u> 円</p> <p>(23) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合 <u>31,100</u> 円</p> <p>(24) 60キロメートル以上65キロメートル未満の場合 <u>33,300</u> 円</p> <p>(25) 65キロメートル以上の場合 <u>35,000</u>円</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。